

第 1 回懇話会における各委員からの意見

相談窓口について

- 相談窓口で臨床心理士や社会福祉士などの専門職を配置することにより、支援の質が担保できるので、相談件数を増やすことが期待できる。
- 相談窓口には、役所の担当者、警察 OB、弁護士など、複数の人を配置し、話を聴くことが一番良い。
- 被害者の相談は複数で聴くことが大事で、1対1では対応しないようにしてほしい。
- ワンストップという利点は、複数の担当ができること。一か所にいろんな機関の人が集まっていれば、相談もできるし、複数で対応することも可能だと言える。

初期緊急介入について

- 初期の緊急介入ということで、申請を待つのではなく、積極的に組織的な介入をしてほしい。
- 初期緊急介入の必要性というものを、どういう形で実現してほしい。

被害者等支援について

- 軽微だと思われるような犯罪被害者に対しても、同じように支援してほしい。
- 加害者側には再犯防止推進法が施行され、生活支援や就職支援などの社会復帰、生活再建の手助けの指針が出されようとしているが、被害者にはそういったものは用意されていない状況なので、せめて市が加害者にかかる予算と同等のものを求めてほしい。
- 介護保険などのケアマネージャーのように、犯罪被害者にも支援制度などの仕分けをしてくれる役割の人がついてくれるようなことはできないか。
- 被害者にも専門のコーディネーターをつける視点が必要ではないか。
- 新たに制度を作るとするのは非常に大変なので、障害者総合支援法の枠組みを広げることなどを検討できないか。

支援体制について

- 支援体制については自治体ごとに違いがあるので、いかに合理的な良い制度ができるかというのは重要なことである。
- 大阪府内のいろんな関係機関が密な支援をお互いに実行しながら、被害者がどこに行っても、いつでも同じ支援が受けられるという体制を整えてほしい。
- 性犯罪やストーカー、DVなどの被害ごとの支援は非常に重要であるが、それぞれの支援経験を共有できるところがあると思うので、そういう経験を共有していくということも大事だと思う。
- 直後の支援が一番重要であるが、その次は継続性で、どれだけ支援が継続できるかとい

うところは住民のそばにいる自治体にかかっているし、社会福祉との連携などについても大きな図を描いてほしい。

- 被害に遭った子どもの兄弟が通っている学校に、知識のある人が入って先生にアドバイスしてくれるようなことが必要だ。
- 大阪府の被害者支援調整会議とどう連携していくのかということが、一つの大きな課題となる。
- 相談を受ける側も、相談できる人が必ずいるという安心感があれば、もっと対応ができると思うので、そういう仕組みは絶対に必要だと思う。
- 支援者がまいってしまうということがあるので、それをバックアップするというのは必要である。
- 自治体や警察は3年くらいで異動し、OBが増えていくので、それを活用するというような仕組みを考えたらどうか。

経済的支援について

- 見舞金や家事、育児などの日常生活の支援制度を作ってもらいたい。
- 日常生活支援については、申請期限の設定などでできる限り柔軟な対応ができるようにしてもらいたい。
- 自宅マンションのロビーや自宅内で性犯罪の被害に遭い、そこに住むこと自体がしんどい人のために、引越し費用の手当をお願いしたい。
- 見舞金を給付する場合は、過失犯の被害者への給付も考えてもらいたい。
- 健康保険料や税金、授業料などの減免をしてもらいたい。
- 生活資金の貸付について考えてもらいたい。

損害賠償金について

- 損害賠償命令が出ても紙切れになってしまうということが往々にしてあるので、損害賠償金が払われない場合は、大阪市に債権を譲って賠償金を立て替え、大阪市が加害者から回収するようにできないか。
- 損害賠償金を立替えた後の加害者に対する回収については、民間企業に任せるという方法もある。

弁護士について

- 被害者側にもすぐに弁護士を付ける体制を作してほしい。
- 被害者側にも当番弁護士を国の費用で呼べるという体制を、大阪市の条例をきっかけとして問題意識を持ってもらいたい。
- 早い段階で、被害者に理解のある弁護士がつくというのはとても大事なので、弁護士会で被害者に付く弁護士をたくさん育てていただくとともに、行政などから収入が得られるようにしないといけないと思う。
- 被害者が弁護士を使える制度はいくつかあるが、資力要件があったり、弁護士の会費が

らお金が出ていたりするので、弁護士費用は公からの援助という形にしてほしい。

広報について

- 犯罪被害というものがどういうことなのかという広報を、もっと強力に推進してほしい。
- 条例ができて広報することで、住民の意識も変わってくるということが期待できる。

人材育成について

- 被害者支援に関わる人材育成を、長期計画で考えてほしい。
- 人材育成をどのようにしていくかということが、大阪市の今後の犯罪被害者の権利をどう持っていくかということにつながると強く感じている。

被害者等からの意見聴取について

- 他の政令市でいろんな条例を作っているが、その支援を受けた被害者の人の不満などを集めて、それを踏まえた良い制度を作れるような懇話会にできないか。
- 被害者の意見を、あらゆるところで聴いていくというシステムを作っていくべき。
- 条例制定後においても、被害当事者の意見を聴いて、不満部分について改善していくということが大事だと思う。
- 支援を受けた被害者から、受けた支援についてのアンケートを取り、それを条例に反映させてもらいたい。

被害者等が集まれる場所について

- 被害当事者、あるいは犯罪被害にかかわりのある学者や弁護士が常について、ざっくばらんに話ができたり、今困っている人たちと被害当事者が語り合える場所というのは大事なので、そういう場所を作ってほしい。
- 被害者が集い意見交換するというのは非常に重要であるし、顔の見える関係で、直接会って相談するというのが非常に大事なので、そういう場を設けるというのも重要である。

被害者支援団体について

- 大阪市内在住者へのアドボカシーセンターの支援件数は、他の市町村在住者への支援件数に比べてかなり多い。
- 大阪市とアドボカシーセンターが協力して事業をすることが多い。委託事業という方向で考えてもらえないか。

条例について

- 懇話会で出た意見を条例に規定するのか、運営要綱などで規定するのかという問題があるが、要望を実現することが大事なので、どちらで実現していくのかというこ

とも考えてほしい。

- 条例ができると、行政側は大変だと思われるかもしれないが、この人が一歩踏み出せるように一緒に考えていくという原点を忘れなければ、そんなに重荷にはならないのではないかと思う。
- 心的外傷性ストレス障害（PTSD）で苦しむ被害者に対する精神医療について、条例に反映してほしい。
- 学校の役割は非常に重要で、学校の役割のようなものを条例に規定しているところもあるので考えてほしい。
- 初期の段階で被害者に接する警察や DV などの相談で早い段階で接する役所の窓口をはっきりさせて連携をしていくと、被害者の方も何回も同じ話をしなくて済むし、良い体制が取れるので、各窓口の連携の必要性をきっちり明記してほしい。
- 条例には二次被害のことについても書いてもらいたい。
- 犯罪被害者等支援という言葉自体がいけないと思う。犯罪被害者等権利条例にしたら、だいぶ違うと思う。